

## A 募集の趣旨・目的及び背景、案の概要・論点等

### 1. 案を作成した趣旨、目的及び背景

鳴門市では、平成27年4月に地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部が改正され、総合教育会議の設置と、その会議の中で大綱を定めることが義務付けられ、平成28年3月に「鳴門市教育大綱」を策定しました。

計画期間は令和2年度までとなっており、本来、令和3年度から5年間とし、新たに大綱を策定するところではありますが、本市の根幹の計画である「鳴門市総合計画」との整合を図ることから、「第六次鳴門市総合計画」の最終年度である令和3年度に合わせ、令和3年度のみ計画としておりました。

この度「第七次鳴門市総合計画（前期）」との整合を図るため、期間を令和5年度から令和8年度までの4年間とし、新たに「第二次 鳴門市教育大綱」を策定いたします。

つきましては、素案段階での第二次大綱を公表し、市民の皆さんのご意見を募集します。提出いただいたご意見を参考に市長と教育委員会で構成する総合教育会議での協議に基づき、令和5年3月までに「第二次 鳴門市教育大綱」の策定を行う予定です。

### 2. 案の概要

#### 【計画期間】

本市の根幹をなす計画である「鳴門市総合計画」との整合を図るため、令和5年度から令和8年度までの4年間とします。

#### 【基本理念】

「ともに学び 育ち合う 共育(きょういく)のまち鳴門」のスローガンと「共育」の考え方は改定前と同じですが、「児童の権利に関する条約」と「こども基本法」の考え方を取り入れ、「子どもを社会の中心に据え、常に『子どもの最善の利益』を第一に考えるまちをつくる」を規定しております。

#### 【基本目標】

- 1 「自ら学ぶ力」を育む教育の推進
- 2 「おもいやりの心」を育む教育の推進
- 3 「健やかな身体」を育む教育の推進
- 4 「郷土愛」を育む教育の推進
- 5 「まちぐるみ」の教育の推進
- 6 「これからの時代」に対応する教育の推進

今回の改定において、6つの基本目標を上記のとおり規定します。

### 3. 案を作成する際に整理した論点及び鳴門市の考え方

「自ら学ぶ力を育む教育の推進」では、(1) 学びの芽生えを育む就学前教育・保育の推進から(5) 学びをつくる教職員の資質向上までの5つの基本方針を規定しています。

(2) 学びに向かう力の育成と学力向上では、自ら主体性をもって学ぶ態度を育み、学びに向かう力を高めるとともに、授業改善を進め、子どもたちの学力の確実な定着に取り組むこと、(4) ICTを活用する教育の推進では、ICTを積極的に活用し情報活用能力の育成を図るとともに、一人1台端末環境を効果的に活かしたデジタルならではの学びを推進すること、(5) 学びをつくる教職員の資質向上では、教職員の資質向上と心身の健康に向けて、教職員研修の充実と学校における働き方改革の推進に取り組むこととしております。

「おもいやりの心を育む教育の推進」では、(1) 人権教育の充実から(5) 読書活動の推進と学校図

書館の充実までの5つの基本方針を規定しています。

(3) いじめの未然防止と早期対応では、学校・家庭・地域・行政が一丸となって、いじめの未然防止、早期発見・早期対応に取り組み、早期解決に向けて関係機関と連携した組織的な対応を推進すること、(5)「鳴門市子どもの読書活動推進計画(第4次推進計画)」に基づいた活動を推進するとともに、学校図書館を充実し学校図書館を活用した教育活動を推進することとしております。

「健やかな身体を育む教育の推進」では、(1)心身の健康や体力・運動能力の向上から(4)学校給食を通じた地産地消と食育の推進までの4つの基本方針を規定しています。

(2) スポーツの振興と指導者の育成では、市民やスポーツ関連団体と連携・協働して、地域のスポーツ環境の整備を図るとともに、中学校部活動の地域移行に向けた指導者の育成等環境づくりに取り組むこと、(4)学校給食を通じた地産地消と食育の推進では、学校給食を通じた地産地消の推進に努めるとともに、生涯を通じ健全な食生活を実践できるよう、家庭・地域と連携した食育を推進することとしております。

「郷土愛を育む教育の推進」では、(1)郷土への誇りと愛着を育む教育の推進から(3)次代へつなぐ文化財の継承と活用までの3つの基本方針を規定しています。

(1)郷土への誇りと愛着を育む教育の推進では、身近な地域の自然や歴史、文化、伝統産業等に親しむことができる学習機会の充実を図り、郷土を誇りに思う心や、郷土を愛し大切にすることを育む教育を推進すること、(2)地域の誇る史実を継承する教育の推進では、板東俘虜収容所における心温まる交流や賀川豊彦の活動など、先人たちの人を大切に誇り得る歴史を学び、史実を後世に継承できる教育を推進することを規定しています。

「まちぐるみで取り組む教育の推進」では、(1)地域とともにある学校づくりの推進から(4)安全・安心で快適な学びの場の整備までの4つの基本方針を規定しています。

(1)地域とともにある学校づくりの推進では、コミュニティ・スクールと校種間連携のもと、地域との連携・協働による地域とともにある学校づくりを推進すること、(2)鳴門教育大学との連携・協働の推進では、地元教育大学がある強みを生かし、学園都市化構想をはじめ教育の様々な分野における鳴門教育大学との連携・協働のもと、教育の質の向上と多様な教育課題の解決に取り組むこととしております。

「これからの時代に対応する教育の推進」では、(1)いのちを守る防災・安全教育の推進から(4)生涯にわたる学びを支える学習環境の整備までの4つの基本方針を規定しております。

(2)外国語教育・国際理解教育の推進では、未来にはばたく子どもたちが確かな英語力と豊かなコミュニケーション力を身に付けることができるよう、発達段階に応じた外国語教育・国際理解教育を推進すること、(3)SDGs教育(ESD)の推進では、未来を担う子どもたちが持続可能な社会の創り手として活躍できるよう、教育活動全体を通じて、SDGsとの関係を意識した教育活動を推進することとしております。